

# 遠野市議会基本条例

## 前文

私たちの住む遠野市は、遠野三山をはじめとするなだらかな美しい山なみに囲まれ、その沢々には心を癒やす清流が数多く、そして、悠久のときを越えて育まれた民話、郷土芸能、南部曲り家など多くの伝統文化も継承してきた。

新しい地方主体の時代を迎え、自治体の自主的な意思決定と責任の範囲が拡大した今日、遠野市政も大きく変革を求められている。二元代表制の下で遠野市議会（以下「議会」という。）の果たすべき役割は確実に増してきており、市長との間に緊張感を持ちながら、監視機関としての役割を果たすとともに、論点及び争点を明確にし、市民にとって最良の選択と意思決定をしなければならない。

そのためにも、議会は、積極的な情報公開をしながら、多くの市民の声をくみ取り、議員間の自由な討議を重ね、市民に信頼される議会運営に取り組みなければならない。

私たちの住む遠野市が、未来に向け発展していくために、市民に開かれた議会を目指し、ここに遠野市議会基本条例を制定する。

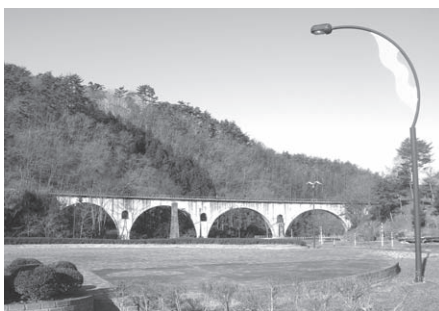
### 『解説』

前文では、議会基本条例の背景や議会改革に向けた遠野市議会としての思いが述べられるとともに、市民に信頼される議会運営に取り組み決意を表明しています。

### ※「二元代表制」

「議会の議員」と「市長」を市民が直接選挙で選ぶ制度のことです。どちらも市民の代表であることから、議会と

市長は対等の機関として、お互いに抑制、協力することで緊張感を保ちながら自治体の運営に取り組み制度のこ



めがね橋（遠野遺産認定第99号）

## 第1章 総則

### （目的）

**第1条** この条例は、地方分権と地方自治の時代にふさわしい議会のあり方、議員及び議会の使命及び役割を明らかにするとともに、市民（市内に

在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。）と議会との関係、市長等（市長及びその他の執行機関をいう。）と議会との関係その他議会の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることによつて、遠野市の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

### 『解説』

条例制定の目的を定義しています。議員や議会の使命を明らかにするとともに、市民や市長等との関係、議会の活性化などのための基本事項を定め、遠野市のまちづくりの寄与していく姿勢を明記しています。

### ※「その他の執行機関」

この条例の中で使われる「市長等」という言葉には、市長のほか、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員が含まれます。

### （最高規範性）

**第2条** この条例は、議会運営における最高規範であつて、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

### 『解説』

この条例が、議会と議員のあるべき姿や議会運営について定める最も基準となるものであることを規定しています。



伊豆神社（遠野遺産認定第14号）

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### （議会の活動原則）

**第3条** 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しな